

様式第3(第2条第1項関係)

第1表

電気通信役務契約等状況報告 都道府県別契約数		年　　月　　日現在
<u>サービスの種類</u>		<u>事業者名</u>
都　　道　　府　　県	契　　約　　数	
合　　計		
参　考　事　項		

- 注1 携帯電話、三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話(携帯電話の内数とする。)、第五世代移動通信システムを使用する携帯電話(携帯電話の内数とする。)、セルラーLPWA(無線設備規則第49条の6の9第1項及び第5項又は同条第1項及び第6項で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。)を使用する携帯電話及びPHSごと(契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと)に別葉とすること。
- 2 三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話の報告については、三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話及び第五世代移動通信システムを使用する携帯電話を一の契約で提供している場合には、当該契約に係るものを除くこと。
- 3 一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。
- 4 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者が最終利用者に付与している電気通信番号の数を自らの契約数として含めること。なお、当該電気通信事業者の契約数を、当該電気通信事業者の各契約者の住所に基づき都道府県別に把握できる場合には、当該都道府県ごとに自らの契約数として含めること。おつて、当該契約が電気通信番号を付与しないサービスの場合には、回線数を自らの契約数として含めること。
- 5 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、注4中段に基づき当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めているもの及びそうでないものごとに、「参考事項」の項に当該事業者の数及び契約数の合計数をそれぞれ記載すること。
- 6 二の契約を一のSIMカードにより提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数のうち一方の合計数を記載すること。
- 7 プリペイドにより提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数の合計数を記載すること。

- 8 通信モジュール向けに提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項にその契約数を記載すること。
- 9 三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話及び三・九一四世代移動通信システム以外を使用する携帯電話(第五世代移動通信システムを使用するものを除く。)を一の契約で提供している場合には、三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話の報告の「参考事項」の項に当該契約に係るものの契約数を記載すること。この場合において、通信モジュール向けに提供しているサービスがあるときは、三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話の報告の「参考事項」の項にその契約数を併せて記載すること。
- 10 第五世代移動通信システムを使用する携帯電話及び第五世代移動通信システム以外を使用する携帯電話を一の契約で提供している場合には、第五世代移動通信システムを使用する携帯電話の報告の「参考事項」の項に当該契約に係るものの契約数を記載すること。この場合において、通信モジュール向けに提供しているサービスがあるときは、第五世代移動通信システムを使用する携帯電話の報告の「参考事項」の項にその契約数を併せて記載すること。
- 11 セルラーLPWAを使用する携帯電話及びセルラーLPWA以外を使用する携帯電話を一の契約で提供している場合には、セルラーLPWAを使用する携帯電話の報告の「参考事項」の項に当該契約に係るものの契約数を記載すること。この場合において、通信モジュール向けに提供しているサービスがあるときは、セルラーLPWAを使用する携帯電話の報告の「参考事項」の項にその契約数を併せて記載すること。
- 12 データ伝送役務が提供されていないものがある場合には、「参考事項」の項にその契約数を記載すること。
- 13 注5から注12までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 14 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 15 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 16 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第2表

電気通信役務契約等状況報告 契約数等		年　月　日現在																		
<u>サービスの種類</u>		<u>事業者名</u>																		
1 契約数等																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">報　告　事　項</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">契　約　数　等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">契 約 数</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">接 続 に 係 る M V N O</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">M N O で あ る M V N O</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">契約数が3万以上であるMVNO</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">事 業 者 数</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">接 続 に 係 る M V N O</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">M N O で あ る M V N O</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">参 考 事 項</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		報　告　事　項	契　約　数　等	契 約 数		接 続 に 係 る M V N O		M N O で あ る M V N O		契約数が3万以上であるMVNO		事 業 者 数		接 続 に 係 る M V N O		M N O で あ る M V N O		参 考 事 項		
報　告　事　項	契　約　数　等																			
契 約 数																				
接 続 に 係 る M V N O																				
M N O で あ る M V N O																				
契約数が3万以上であるMVNO																				
事 業 者 数																				
接 続 に 係 る M V N O																				
M N O で あ る M V N O																				
参 考 事 項																				
2 MVNOの事業者名及び法人番号																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">契約数が3万以上であるMVNO</th> <th colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">契約数が3万未満であるMVNO</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業者名</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">法人番号</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業者名</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">法人番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		契約数が3万以上であるMVNO		契約数が3万未満であるMVNO		事業者名	法人番号	事業者名	法人番号											
契約数が3万以上であるMVNO		契約数が3万未満であるMVNO																		
事業者名	法人番号	事業者名	法人番号																	

- 注1 自ら提供する携帯電話又はPHSに係る仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者(以下この表において「MVNO」という。)がある場合に記載することとし、携帯電話、三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話(携帯電話の内数とする。)、第五世代移動通信システムを使用する携帯電話(携帯電話の内数とする。)及びPHSごとに別葉とすること。
- 2 三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話の報告については、三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話及び第五世代移動通信システムを使用する携帯電話を一の契約で提供している場合には、当該契約に係るもの除去すること。
- 3 「契約数」の項には、自ら提供する携帯電話又はPHSに係る契約数のうち仮想移動電気通信サービスに係るもの合計数を記載すること。また、一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として記載すること。
- 4 契約数のうち、「接続に係るMVNO」の項については、自らの電気通信回線設備をMVNOの電気通信設備と接続することにより提供されるものの合計数を記載すること。
- 5 契約数のうち、「MNOであるMVNO」の項については、携帯電話、PHS又はBWAアクセスサービスに係る基地局を設置している電気通信事業者(以下「MNO」という。)に対

して携帯電話サービスを提供している場合には、その契約数を記載すること。

6 「事業者数」の項には、自ら提供する携帯電話又はPHSに係るMVNOの合計数を記載すること。

7 事業者数のうち、「接続に係るMVNO」の項については、仮想移動電気通信サービスの提供に当たり、自らの電気通信回線設備と電気通信設備を接続しているMVNOの合計数を記載すること。

8 事業者数のうち、「MNOであるMVNO」の項については、MNOに対して携帯電話サービスを提供している場合には、当該MNOの数を記載すること。

9 基地局を設置して携帯電話・PHSアクセスサービス又はBWAアクセスサービスを提供する電気通信事業者が、付加的役務としてこれらの役務に係る契約を締結することなく提供することができない携帯電話サービスを提供している場合であつて、当該電気通信事業者に当該携帯電話サービスの提供の用に供する卸電気通信役務を提供しているときは、「参考事項」の項に当該付加的役務の契約数の合計数及び卸先事業者名を記載すること。

10 注9に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

11 法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15号に規定する法人番号をいう。以下同じ。)がない場合にあつては、住所を記載すること。

12 記載する事業者名の数に応じ、項を適宜追加すること。

13 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。